

平成26年川俣町議会第9回定例会会議録

平成26年川俣町議会第9回定例会は、12月4日川俣町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

1 番 村上源吉君	2 番 高橋道弘君	3 番 高橋真一郎君
4 番 鳴原利光君	5 番 高橋道也君	6 番 菅野清一君
7 番 斎藤博美君	8 番 菅野意美子君	9 番 新関善三君
10 番 菅野正彦君	11 番 佐藤喜三郎君	12 番 五十嵐謙吉君
13 番 高野善兵衛君	14 番 石河清君	15 番 遠藤宗弘君
16 番 黒沢敏雄君		

2. 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3. 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じである。

4. 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じである。

5. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	古川道郎君	副 町 長	伊藤智樹君
総務課長	佐藤光正君	企画財政課長	佐藤真寿夫君
町民税務課長	寺島喜美夫君	会計管理者	羽賀洋一君
保健福祉課長	丹野雅直君	建設水道課長	斎藤和弘君
原子力災害対策課長	佐藤広一君	産業課長	沢井一雄君
教育委員長	佐藤捷善君	教 育 長	神田紀君
教 育 次 長	佐藤修一君	生涯学習課長	増賀喜芳君
総務課長補佐	大内彰君	監 査 委 員	斎藤庸夫君

6. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 高橋清美 書 記 長 岡健一

7. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

議案の上程

町長提案要旨の説明

請願・陳情の委員会付託

諸般の報告

議報告第 1 1 号 例月出納検査及び定期監査結果報告

報告第 1 1 号 寄附採納報告

議案第 1 0 6 号 川俣町いじめ防止等対策委員会設置条例（説明）

議案第 1 0 7 号 川俣町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（説明）

議案第 1 0 8 号 川俣町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（説明）

議案第 1 0 9 号 川俣町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（説明）

議案第 1 1 0 号 川俣町税特別措置条例の一部を改正する条例（説明）

議案第 1 1 1 号 川俣町国民健康保険条例の一部を改正する条例（説明）

議案第 1 1 3 号 平成 2 6 年度川俣町一般会計補正予算（第 7 号）（説明）

議案第 1 1 4 号 平成 2 6 年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）（説明）

議案第 1 1 5 号 平成 2 6 年度川俣町奨学資金特別会計補正予算（第 1 号）（説明）

（追加日程）

議案の撤回請求について

議案第 1 1 6 号 福島市・川俣町学校給食センター条例の一部を改正する条例（説明）

◎開会及び開議の宣告

○議長（黒沢敏雄君） ただいまの出席議員は１６人です。定足数に達しておりますので、平成２６年第９回川俣町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。（午前１０時０１分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第１，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第１１８条の規定により、議長において、９番議員 新関善三君、１０番議員 菅野正彦君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第２，会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期、議事運営について、議会運営委員長から報告いたします。議会運営委員長。

○議会運営委員長（石河 清君） 本定例会の会期及び審議予定につきまして、去る１２月１日に議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。その結果、次のとおり決定いたしましたので、報告をいたします。

まず、会期は、本日から１１日までの８日間といたします。

審議日程であります。第１日目の本日は、議案の上程、町長から提案要旨の説明を受けた後、請願・陳情の委員会付託を行い、諸般の報告、例月出納検査及び定期監査の結果報告、寄附採納報告などを受けます。その後、一般議案７件、平成２６年度補正予算３件の提案内容の説明を受け、正午ごろ散会の予定であります。なお、本会議終了後は、各常任委員会を開催していただきます。第２日目の５日、金曜日は、議案調査のため休会といたします。第３日目の６日は土曜日、第４日目の７日は日曜日のため休会といたします。第５日目の８日、月曜日は、午前１０時に本会議を開議し、一般質問を行い、午後５時ごろ散会の予定であります。一般質問は５名の方を予定をしております。第６日目の９日、火曜日は、午前１０時に本会議を開議し、引き続き一般質問を行い、午後１時３０分ごろ散会の予定であります。一般質問は２名の方を予定をしております。なお、本会議終了後は、各常任委員会を開催していただきます。第７日目の１０日、水曜日は、各常任委員会を開催をしていただきます。本定例会最終日であります第８日目の１１日、木曜日は、午前９時から議会運営委員会、午前１０時３０分から全員協議会を開催します。その後、本会議を午後１時３０分に開議し、請願・陳情の審査結果について報告を受けた後、一般議案７件、平成２６年度補正予算３件の質疑・討論・採決を行います。なお、追加議案が予定されておりますので、これらを全て議了して、午後５時ごろ閉会の予定であります。

本定例会における本会議の日程は以上のとおり議会運営委員会で決定をいたしましたので、報告いたします。よろしくをお願いします。

○議長（黒沢敏雄君） ただいま報告いたしました日程でご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は8日間と決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第3，本定例会に付議されました議案は、お手元に配付したとおりでありますので、一括上程いたします。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第4，町長から提案要旨の説明を求めます。

町長。

○町長（古川道郎君） 皆様、おはようございます。

本日ここに、平成26年第3回川俣町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中ご参集を賜りましたことに心から御礼を申し上げます。

本定例会に提出いたします案件は、報告1件のほか、議案は、川俣町いじめ防止等対策委員会設置条例など条例の制定や一部改正が7件、補正予算が3件でございますが、これらの提案要旨を申し上げますことに先立ちまして、4期目の町政をあずからせていただくに当たっての所信の一端を述べさせていただきます。

さて、私は、震災後初めてとなるこのたびの川俣町長選挙におきまして、町民皆様の厚いご支持、力強いご支援をいただきまして、町長として4期目の当選の榮に浴し、引き続き町政を担うこととなりました。これまでの3期12年にわたる町政、とりわけ東日本大震災、原子力発電所の未曾有の重大事故から町民の命と生活を守り、町の再生発展を図るため取り組んでまいりました各種復旧、復興施策に対して、町民皆様の審判を仰ぐことを強く認識し、臨んだ選挙でありました。

今ここに、議会に臨み、改めて責任の重大さに思いをいたし、身の引き締まる気持ちであります。初心を忘れず、町民のため、川俣町の復興とさらなる発展のために、町民皆様から寄せられた信頼と期待にしっかりと応え、誰もが生まれ育ち、住んでよかったと思っただけの川俣町となるよう、新たな決意をもって笑顔いっぱい、元気いっぱいの復興から発展へ進化するまちづくりに、誠心誠意、全力を傾注して取り組んでまいりますので、議員の皆様にはより一層のご指導、ご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

思い返せば、12年前、生涯燃焼のまちづくりをキャッチフレーズに、川俣町長として第一歩を踏み出し、子どもからお年寄りまで町民皆様の日々の暮らしを守り、さらなる向上のため、さまざまな施策に取り組んでまいりました。

当時、喫緊の課題でありました行財政改革への取り組みでは、議員各位、職員のご理解のもと、無駄を省き、めり張りのある行政執行のかじ取りに徹し、大変厳しかった財政危機を打開し、おかげさまで、町民の皆様と約束した学校給食センターの建設による学校給食の完全実施を初めとする子育て支援の施策の拡充を図ってことができました。

医療費の無料化では、小学生から中学生へと拡大し、現在では18歳までを対象に、子育て支援の拡充を図っております。

また、児童・生徒の体力向上や、確かな学力と豊かな心を育む教育、また、川俣中

学校、富田幼稚園の耐震化、学校情報網の整備、富田小学校通学路の整備、小島、福沢両小学校の統廃合と、おじまふるさと交流館、羽山の森美術館の開館などを進め、合併問題から自立のまちづくりを選択、推進し、安全・安心なまちづくりを着実に進めてまいりました。

しかし、そのやさき、東日本大震災、そして原発事故に見舞われました。震災による町民のための避難所を開設したほか、原発事故により町外から避難した皆さんのために、各小学校体育館等を避難所として開設し、1日最大約6,000名、延べ4万8,967名の避難者を受け入れ、さらには、山木屋地区全世帯の避難と、これまで経験したことのない、まさに未曾有の状況となりました。

この災害に正面から立ち向かい、町全域の除染や健康管理、食の安全確保、新庁舎建設や復興公営住宅の整備着手、子どもの屋内運動場の開設、野菜苗生産企業の誘致など、議会、町民皆様のご理解とご協力をいただき、また町外の多くの皆様のご支援をいただきながら、町の再生、発展を着実に進めてまいりました。

しかし、町の復興はまだまだ道半ばで、私たちの豊かなふるさとを取り戻し、子どもたちに明るい未来を託すためには、これからが正念場であると考えております。原発事故から3年8か月が経過した現在も、山木屋地区の皆様が避難生活を強いられている実情を重く受けとめ、福島原子力発電所の全てを廃炉とし、原発事故前の環境を取り戻すため不可欠である徹底した除染を、今後も国に対し強く求めていく考えであります。

山木屋の皆さんの思いやご意見を真摯に受けとめ、本格的な復興と帰還に向け、生活再建、産業再生を図ってまいりますとともに、原発事故に伴う損害賠償請求につきましては、きめ細かな相談や情報提供等の支援を引き続き行い、全ての損害が確実に賠償されるよう、国や東京電力へ強く求めてまいります。

また、健康調査や食の安全確保に向けた食品検査を継続して実施し、子どもたちを初め全町民の健康を守ることで復興をなし遂げ、安全・安心に暮らしていけるまちづくりを推進いたします。

そして、震災前からの課題でもある少子化、人口問題を直視し、10年後も安心して子育てができるまちづくりとして、子育て支援の総合的なシステムの構築を図り、3歳児から幼稚園への入園ができるようにすることや、保育園、幼稚園の保護者負担金等の軽減や、子宮がん、乳がん検診など女性特有のがん検診事業を一層推進するなど、子育て支援対策を拡充、発展し、待機児童ゼロ実現に努めるとともに、学童保育の充実も図ってまいります。

次に、人口減少を少しでも食い止めるべく、活気あふれる産業で夢と生きがいを持てるまちづくりのため、町内企業や地場産業の活性化を支援するとともに、西部工業団地の造成を図り、企業誘致の取り組みを強化し、産業の活性化、安定した雇用の確保で、若者の定住化に努めます。そして、若者同士のふれあい、交流の場を設け、若者が互いに理解を深め合い、夢や希望を持って暮らすことのできる町を目指してまいります。

さらに、誰もが安心して年を重ねられるよう、高齢者の方も障害をお持ちの方も安心して暮らせるまちづくりのため、ご高齢の皆さんの健康診査や健康づくり施策の充実により、介護予防及び認知症予防に努めるとともに、訪問介護サービスの拡充を推進し、お一人でお住まいの高齢者のための支援体制の強化を図る一方、障害者通所授産施設等の整備に向けた支援拡充を図るなど、高齢の方も障害をお持ちの方も安心して暮らすことができるまちづくりを進めてまいります。

次に、今まで誰も経験したことのない、この困難な状況を乗り切るためには、町民総参加でともに行うまちづくりが不可欠であります。町内各自治会や各種団体、NPO法人等との連携を図り、町民総参加のまちづくりを進めるとともに、行財政改革を推進し、新庁舎建設事業への取り組みと並行して職員の意識や能力の向上を図り、町民皆さんの目線に立った行政サービスの提供に努めてまいります。また、町の組織体制や職員定数などの適正管理に努め、行政コストの縮減等により、安定した町財政の確立を図ってまいりたいと考えております。

以上、私の所信のほんの一端を述べさせていただきましたが、行政の質の向上に努め、常に町民の視点に立ち、町民のための町政に誠心誠意、全力を傾注して取り組み、第5次振興計画に掲げるみんなでつくる、元気いっぱい、笑顔いっぱいのまちづくりにたゆむことなく邁進する覚悟でありますので、議員皆様には今後もお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、次に、本町における復興への取り組み状況について申し上げます。

山木屋地区の一日も早い復興、住民皆様の帰還を目指すため、本年9月に山木屋地区復興推進委員会を立ち上げ、復興と帰還に向けた協議を進めております。さらに、地域医療、福祉施設を備え、コミュニティ機能の維持・強化を図るため、復興のシンボルとなる復興拠点施設の整備を進めるとともに、先般、議会議員皆様のご理解のもと、町が出資し、太陽光発電による売電収益の一部を施設の維持管理に充てるかわまた復興発電合同会社を設立し、発電施設建設に着手をいたしました。

また、復興公営住宅の建設につきましては、その建設用地の敷地にあった旧川俣精練の建物解体工事を終え、避難されている方が早期に入居できるよう、住宅建設事業の準備を進めているところでございます。

山木屋地区以外の除染につきましては、昨年度からの継続事業である小神地区については既に終了したところでございますが、旧町内、鶴沢、福田地区の除染も含め、家屋等敷地について、全体では約76%の進捗状況となっております。さらに、福沢、小島、飯坂、小綱木、大綱木の5地区につきましては、国、県との協議を進め、急傾斜などこれまで実施できなかった箇所について改めて除染を行うこととし、各地において説明会を行っており、一層の生活圏の安全・安心の確保に努めてまいります。

また、ため池の実地除染も始めております。

次に、安心して遊べる子どもの屋内運動場につきましては、旧川俣精練の事務所棟の建物を改修し、9月12日に施設の開館式を迎えることができました。開館3か月で3,000人の利用があり、連日、多くの子どもさんたちでにぎわっております。

今後とも子どもたちが楽しく、安心して利用できる施設として、万全の運営体制を確保し、維持向上に努めてまいります。

加えまして、川俣町民の悲願であり、長年の課題として取り組んできた企業誘致を、日本一の苗生産・販売を誇る企業である株式会社ベルグアース様の進出により実現し、また、西部工業団地の整備に着手できるなど、さらなる企業誘致の促進が図られますことは、町の産業構造を厚くし、町産業の活性化を促進できるものであり、言葉では言い尽くせないほどの大きな喜びであります。関係皆様方のご支援、ご協力をいただき、早急に着工の準備を進めているところであります。

それでは、提出議案の要旨について説明申し上げます。

報告第１１号「寄附採納報告」は、寄附採納１１件について報告を行うものでございます。

議案第１０６号「川俣町いじめ防止等対策委員会設置条例」は、平成２５年にいじめ防止対策推進法の法律が制定され、本法律の定めにより、川俣町公立学校におけるいじめ問題等に対応するため、教育委員会の附属機関として委員会を設置するものでございます。

議案第１０７号「川俣町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」は、子ども・子育て支援法第３４条第２項及び同法第４６条第２項の規定に基づき、小学校就学前の子どもに係る特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものでございます。

議案第１０８号「川俣町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」は、児童福祉法第３４条の１６第１項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるもので、議案第１０７号に関連した条例であり、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものでございます。

議案第１０９号「川俣町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」は、児童福祉法第３４条の２第１項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。

議案第１１０号「川俣町税特別措置条例の一部を改正する条例」は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第２０条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、企業立地促進法の産業集積区域内における課税免除の適用期間を平成２８年３月３１日まで延長するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第１１１号「川俣町国民健康保険条例の一部を改正する条例」は、健康保険法施行令の一部改正に伴い、産科医療補償制度の対象外分娩に係る出産育児一時金につきまして支給額を引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

議案第１１２号「福島市・川俣町学校給食センター条例の一部を改正する条例」は、地方自治法の一部を改正する法律附則第１条第１号の規定が施行されたことに伴いまして、協議会の設置条項が改定されたことに伴い、所要の改正を行うものでございま

す。

次に、議案第 113 号「平成 26 年度川俣町一般会計補正予算（第 7 号）」についてご説明申し上げます。

本補正予算は、既定の予算額 145 億 9,617 万 5,000 円に、歳入歳出それぞれ 49 億 6,963 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 195 億 6,580 万 7,000 円とするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、町税のうち、固定資産税が 783 万 2,000 円の増額、町たばこ税は 1,044 万 9,000 円の増額と、それぞれ調定実績等により増額計上しております。

国庫支出金では、福島再生加速化交付金や自立支援給付費負担金などにより、877 万 3,000 円の増額。

県支出金の 49 億 311 万 3,000 円の増額は、除染対策に係る県交付金が主なものでございます。

町債では、町道整備事業に 460 万円を増額いたし、本補正予算第 7 号の歳出財源確保のため、財政調整基金から 3,070 万 2,000 円の繰り入れを行ったところでございます。

歳出では、人件費で、特別職の給料削減の条例適用期間の満了に伴う増額や時間外勤務手当の増額で 506 万円の増、物件費では、除染対策事業委託料で 48 億 8,696 万 2,000 円、農地基本台帳システム改修やデータ入力業務委託料に 293 万 6,000 円、有害狩猟鳥獣捕獲委託料に 108 万 1,000 円、イノシシ捕獲用のわな購入費に 54 万 4,000 円、都市計画費においては、管内図作成委託料に 205 万 2,000 円などを計上しております。

維持補修費では、町道や中央公園などの維持補修に所要額を措置し、全体で 366 万円を計上したところでございます。

次に、扶助費では、障害者自立支援医療給付費や災害関連の弔慰金を措置し、全体で 1,992 万 9,000 円を計上いたしたところでございます。

次に、補助費等では、町税過誤納還付金 200 万円、伊達地方病院群輪番制補助金に所要額 56 万 5,000 円を増額措置するとともに、町商工会等への補助金につきまして、商店街街路照明事業補助金につきましては所要見込み額を増額いたしますが、からりこフェスタや商品券発行事業の補助金につきましては減額措置を行うものでございます。

普通建設事業費では、福島再生加速化交付金を活用し、山木屋の事業所への貸出用線量計等の購入費を計上するとともに、故障による小型消防ポンプの更新費、太陽光発電システム設置のための補助金につきましても、需要増に伴い、所要額を増額計上しております。さらに、林道花塚線、起債事業で実施する町道 1 路線、中央公園、町営住宅、消防屯所の整備事業費や、消防火の見やぐら 4 か所の解体費につきましても、所要額を計上しております。また、川俣南小学校の屋内運動場につきましては、詳細設計や建築確認申請時に必要な用地測量、地質調査に係る業務委託費を新たに計上し

ております。

次に、繰出金では、介護保険特別会計に対しまして、介護保険システム改修や過年度分の災害臨時特例補助金返還金を一般会計から繰り出すこととしたものでございます。

今回の補正予算につきましては、町の復興・復旧を推進するため早急に進めなければならない経費などで、新規事業の追加や現計予算額に不足が生じるため、予算措置をお願いするものでございます。特に、現在取り組んでいます除染対策事業につきましては、前年度からの繰越予算に不足が生じるため、現年度におきまして、改めて増額の予算措置をお願いするものでございます。

次に、議案第114号「平成26年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第4号）」は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ948万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を16億9,634万円とするものでございます。

歳入では、介護保険システム改修のための国庫補助金と、一般会計からその補助残分と過年度分の償還金のため繰入金を計上し、歳出では、平成27年度の介護保険制度改正に伴うシステム改修業務委託費と、平成25年度分の災害臨時特例補助金の確定に伴う返還金を計上したものでございます。

議案第115号「平成26年度川俣町奨学資金特別会計補正予算（第1号）」は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,926万3,000円とするものでございます。

歳入では、奨学資金への寄附金500万円を計上し、歳出では、奨学基金への積立金として同額を計上したものでございます。

以上でございますが、これら議案の詳細につきましては各担当課長に説明をいたさせていただきますので、ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、議員の皆様におかれましては、これから寒さ厳しい中お忙しい年末となりますので、ご自愛され、輝かしい新年を迎えられますようご祈念申し上げますとともに、とし一年のご理解とご協力に心から感謝申し上げます。提案要旨の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

すみません、訂正いたします。

最初のご挨拶の中で、「本日ここに、平成26年第9回」を「第3回」と発言いたしました。取り消しをいたしまして、第9回川俣町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中ご参集を賜りましたことに心から御礼を申し上げます。よろしくお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第5、請願・陳情の委員会付託を行います。

議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙文書表により朗読した。

○議長（黒沢敏雄君） 請願・陳情は、ただいま文書表朗読のとおりであります。

陳情第12号「国に対し「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支

援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置を求める意見書の提出を求める陳情」、陳情第14号「浄水場上流の放射性物質の搬出について」以上2件を総務文教常任委員会に、請願第11号「生活道路の町道認定及び整備に関する請願書」、陳情第13号「川俣町山木屋字家野地内法定外道路の町道認定及び道路改良に係る陳情書」以上2件を産業建設常任委員会にそれぞれ付託いたしますので、会期中の審査をお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第6，ここで議会関係の諸般の報告をいたします。

最初に、議会事務局から報告いたします。議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 議会事務局から報告いたします。

今定例会の一般質問の通告は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、去る9月定例会で可決されました意見書につきましては、関係機関に送付いたしましたので報告いたします。

以上で議会事務局からの報告を終わります。

○議長（黒沢敏雄君） 次に、一部事務組合について報告いたします。

最初に、川俣方部衛生処理組合議会定例会について報告願います。高橋道也君。

○5番（高橋道也君） 川俣方部衛生処理組合議会の報告をいたします。

平成26年10月22日午後2時50分、川俣方部衛生処理組合議会定例会が組合事務所に招集され、石河清議員、黒沢敏雄議長とともに出席してまいりました。

付議事件は、議報告1件、議案2件でありました。議報告1件の後、議案2件は、審議の結果、それぞれ原案のとおり可決、認定されたことを報告いたします。

なお、細部についてはお手元に配付のとおりです。

以上です。

○議長（黒沢敏雄君） 次に、伊達地方消防組合議会定例会について報告いたします。高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 3番、高橋真一郎でございます。伊達地方消防組合議会の報告をいたします。

平成26年10月30日午前10時、伊達地方消防組合議会定例会が組合事務所に招集され、鳴原利光議員とともに出席してまいりました。

付議事件は、報告1件、議案3件でありました。報告1件の後、議案3件は、審議の結果、それぞれ原案のとおり可決、認定されたことを報告いたします。

なお、細部についてはお手元に配付のとおりです。

これで報告を終わります。

○議長（黒沢敏雄君） 最後に、伊達地方衛生処理組合議会定例会、臨時会について報告願います。菅野意美子君。

○8番（菅野意美子君） 伊達地方衛生処理組合議会の報告をいたします。

平成26年10月30日午後1時、伊達地方衛生処理組合議会定例会が組合事務所に招集され、出席してまいりました。

付議事件は、議案 6 件でありました。議案 6 件は、審議の結果、それぞれ原案のとおり可決、認定されたことを報告いたします。

また、平成 26 年 11 月 26 日午前 11 時 30 分、伊達地方衛生処理組合議会臨時会が組合事務所に招集され、高橋道弘議員とともに出席してまいりました。

付議事件は、議案 5 件でありました。議案 5 件は、審議の結果、原案のとおり可決されたことを報告いたします。

なお、細部についてはお手元に配付のとおりです。

これで報告を終わります。

○議長（黒沢敏雄君） 以上で諸般の報告を終わります。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第 7，議報告第 11 号「例月出納検査及び定期監査結果報告」をいたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙報告書を朗読した。

○議長（黒沢敏雄君） なお、監査の結果報告については、お手元に配付のとおりであります。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第 8，報告第 11 号「寄附採納」について報告いたします。
総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） 別紙報告書を朗読した。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第 9，議案第 106 号「川俣町いじめ防止等対策委員会設置条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。教育次長。

○教育次長（佐藤修一君） 議案第 106 号、川俣町いじめ防止等対策委員会設置条例
条文の読み上げは省略いたします。

平成 26 年 12 月 4 日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律 71 号）の規定に基づき、川俣町公立学校におけるいじめの問題等に対応するため委員会を設置する。

ご説明いたします。

いじめ防止対策推進法第 14 条第 3 項においては、いじめ防止等基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会に附属機関を置くことができることとされております。それに基づき、同委員会を設置するため、条例を制定するものでございます。

第 1 条は、設置といたしまして、いじめ防止対策推進法第 14 条第 3 項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として川俣町いじめ防止等対策委員会を設置するとして

おります。

第2条は、所掌事務について第1号から第5号まで規定しております。第3号のいじめ等の重大事態発生時の調査に関することですが、いじめ等の重大事態とは、教育委員会において本年9月に策定いたしました川俣町いじめ等に関する基本方針において、次の5項目としております。1、児童生徒が自殺を企図した場合。2、児童生徒が身体に重大な障害を負った場合。3、児童生徒が金品等に重大な被害をこうむった場合。4、児童生徒が精神性の疾患等を発症した場合。5、児童生徒が相当の期間、30日以上でございますが、学校を欠席することを余儀なくされた場合、でございます。

第3条、第4条においては、委員及び委員の任期について規定しており、事案によって柔軟に対応できるよう、定員については定めておりません。

第5条は会長、副会長について、第6条は会議について、第7条は守秘義務について定めており、第8条においては、この委員会の庶務はこども教育課において処理することとしております。

第9条については、その他といたしまして、この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定めるとしております。

以上、説明いたします。ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

失礼いたしました。「第2条、所掌事務は以下の5項としております」と言いましたが、「4項」の誤りでございます。失礼いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第10、議案第107号「川俣町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。教育次長。

○教育次長（佐藤修一君） 議案第107号、川俣町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

条文の読み上げは省略いたします。

平成26年12月4日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものである。

ご説明いたします。

議案第107号は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため、条例を制定しようとするものです。

主な内容でございますが、第1条から第3条までを第1章総則としております。

第1条において、趣旨として、この条例は子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営

に関する基準を定めるものとしております。法第34条第2項は、特定教育・保育施設の設置者は市町村の条例で定める運営に関する基準に従い特定教育・保育を提供しなければならないこと、法第46条第2項は、特定地域型保育事業者は市町村で定める運営に関する基準に従い特定地域型保育を提供しなければならないこととしております。

第2条は用語を定義しております。

第3条は一般原則について定めており、事業者は良質かつ適切な内容及び水準の教育・保育の提供を行うことにより、適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならないことなどとしております。

第2章として、第4条から第36条において、特定教育・保育施設の運営に関する基準について定めております。

第4条においては、利用定員に関する基準を定めております。認定こども園、保育所は20人以上とすることなどとしております。

第5条から第34条においては、運営基準について定めており、第20条においては、運営規程を整備することなどを定めております。

第35条及び第36条については、特例給付費に関する基準を定めております。

第3章として、第37条から第52条において、特定地域型保育事業の運営に関する基準について定めております。

第37条においては、利用に関する基準であり、家庭的保育事業にあってはその利用定員を1人以上5人以下、小規模保育事業A型及びB型にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型にあっては6人以上10人以下、ただし経過措置として5年間は15人以下とする、居宅訪問型保育事業にあっては1人とすることとしております。

第38条から第50条については、その運営に関する基準について定めております。

第51条及び第52条については、特定地域型保育事業における特例給付費に関する基準であり、認定区分以外の子どもに保育を提供した場合の基準、定員に関することについて定めております。

施行期日でございますが、この条例は法の施行の日から施行することとしております。今現在のところ、平成27年4月1日から法が施行されることとなっております。

以上、説明いたします。ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第11，議案第108号「川俣町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。教育次長。

○教育次長（佐藤修一君） 議案第108号、川俣町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

条文の読み上げは省略いたします。

平成26年12月4日提出

(提案理由)

児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものである。

ご説明いたします。

議案第108号は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定しようとするものです。

主な内容でございますが、第1章総則として、第1条趣旨、この条例は、児童福祉法第34条の16第1項の規定により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとしております。

第2条においては、この条例の用語を定義しております。

第3条では、最低基準の目的等として、家庭的保育事業等を利用している乳児または幼児が、明るくて、衛生的な環境において保育の提供を受けることなどを規定しております。

第5条では、家庭的保育事業者等の一般原則として、家庭的保育事業者等を行う者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならないことなどを規定しております。

第6条から第21条までは、保育所との連携、職員の要件などについて定めております。

第22条から第26条までは、第2章として、家庭的保育事業について定めており、第22条に設備基準を、第23条においては、職員について、原則として家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かななければならないことなどを規定しております。

第27条から第36条までは、第3章として、小規模保育事業について定めており、小規模保育事業の区分として、第27条において、小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とすることとしております。

第28条から第30条までは小規模保育事業A型について定めており、第31条から第32条までは小規模保育事業B型について、第33条から第36条までは小規模保育事業C型についてそれぞれ定めております。

第37条から第41条については、第4章として、居宅訪問型保育事業について定めております。

第42条から第48条までは、第5章として、事業所内保育事業について定めております。

第43条においては利用定員20人以上の保育所型事業所内保育事業の設備の基準について、第44条においてはその職員について規定しております。

第46条においては、利用定員が19人以下の小規模型事業所内保育事業の設備の

基準について主なものを規定しております。

第４７条においては、小規模型事業所内保育事業所の職員について規定しております。

施行期日については、この条例は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行することとしております。今現在のところ、平成２７年４月１日から施行されることとなっております。

以上、ご説明といたします。ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第１２，議案第１０９号「川俣町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。教育次長。

○教育次長（佐藤修一君） 議案第１０９号、川俣町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

条文の読み上げは省略いたします。

平成２６年１２月４日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

児童福祉法第３４条の２第１項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものである。

ご説明申し上げます。

議案第１０９号は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定しようとするものです。

主な内容について申し上げます。

第１条趣旨ですが、この条例は、児童福祉法第３４条の８の２第１項の規定により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとしております。

第２条においては、この条例の用語を定義しております。

第３条においては、最低基準の目的等として、最低基準の定義及びその基準の向上について、第４条においては、最低基準と放課後児童健全育成事業者について定めており、放課後児童健全育成事業を行う者は第３条に規定する最低基準を超えてその設備を向上させなければならないなどと規定しております。

第５条は、一般原則として、放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携のもと、発達段階に応じた主体的な遊び及び生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図

り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならないことなどについて定めております。

第9条、設備の基準ですが、放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画を設けることなどについて定めております。

第10条として、職員として、放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならないことなどを定めております。

第18条として、開所時間及び日数について、放課後児童健全育成事業所を開所する時間については、小学校の授業の休業日については1日につき8時間以上、小学校の授業の休業日以外の日については1日につき3時間以上を原則として、開所する日数については、1年につき250日以上を原則として定めることなどとしております。

施行日についてでございますが、この条例は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行することとしております。今現在のところ、平成27年4月1日から施行されることとなっております。

以上、ご説明いたします。ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

◇ ◇ ◇
○議長（黒沢敏雄君） ここで休憩いたします。再開は午前11時15分といたします。
(午前11時01分)

◇ ◇ ◇
○議長（黒沢敏雄君） 再開いたします。 (午前11時15分)

◇ ◇ ◇
○議長（黒沢敏雄君） 日程第13、議案第110号「川俣町税特別措置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明資料を配付いたします。(資料配付)

配付漏れはございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） それでは、当局の説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（寺島喜美夫君） 議案第110号、川俣町税特別措置条例の一部を改正する条例

川俣町税特別措置条例（昭和49年川俣町条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条の2中「平成26年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の川俣町税特別措置条例の規定は、平成26年4月1日から適用する。

平成26年12月4日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。ご説明申し上げます。

川俣町税特別措置条例の一部改正につきましては、省令の一部改正に伴い、第4条の2の企業立地促進法の集積区域内における課税免除の規定を改正するものでございます。第4条の2の規定のうち、その適用期間について、平成26年3月31日を平成28年3月31日まで延長するものであります。

なお、本条例は公布の日から施行し、改正後の規定は4月1日に遡及して適用するものでございます。

以上、議案第110号、川俣町税特別措置条例の一部を改正する条例の説明といたします。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第14、議案第111号「川俣町国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明資料を配付いたします。(資料配付)

配付漏れはございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） ないものと認定します。当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） 議案第111号、川俣町国民健康保険条例の一部を改正する条例

川俣町国民健康保険条例（昭和34年川俣町条例第98号）の一部を次のように改正する。

第7条中「390,000円」を「404,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に出産した被保険者に係る川俣町国民健康保険条例第7条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

平成26年12月4日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

健康保険法施行令の一部改正に伴い所要の改正を行うものでございます。

配付資料の新旧対照表の次のページを見ていただきたいと思いますので、ご説明を申し上げます。

平成26年7月10日付厚生労働省保険局国民健康保険課の事務連絡にて、産科医療保障制度の見直しに伴う平成27年1月1日以降の出産育児一時金について、当制

度の対象外分娩の場合は３９万円から４０万４，０００円に改定し、当制度の対象分娩の場合は４２万円を維持する旨の通知がありました。国民健康保険では、出産育児一時金については、国民健康保険法第５８条第１項の規定により省令で定めることになっておりますので、同様の改定を行うため、川俣町国民健康保険条例の関連する規定を整備するものでございます。

以上、議案第１１１号、川俣町国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。ご審議をよろしくお願い申し上げます。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君）　ここで、議案第１１２号の議案書の誤りがあり、訂正したい旨申し出がありましたので、暫時休議いたします。（午前１１時２４分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君）　それでは再開いたします。（午前１１時４４分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君）　ただいま当局から議案の訂正請求が提出されましたので、これから議会運営委員会を議長室で開催いたします。

なお、議会運営委員会終了後、全員協議会を開催いたしますので、再開は午後１時といたします。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君）　ではよろしくお願いいたします。（午前１１時４５分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君）　再開いたします。（午後１時０１分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君）　皆様に申し上げます。

本日、当局より議案の訂正請求が出されました。これを受け、先ほど議会運営委員会を開催していただきましたので、その結果について石河議会運営委員長より報告願います。石河議会運営委員長。

○議会運営委員長（石河　清君）　先ほど議会運営委員会を開催いたしました。当局のほうから議案第１１２号について訂正の請求があったわけでございますけれども、議運の中で協議の結果、訂正は認められないということで、撤回の請求を求めたところであります。

以上であります。

○議長（黒沢敏雄君）　議案の撤回請求が出されましたので、議会運営委員会を議長室で開催いたします。暫時休議いたします。

委員長の報告のとおり進めたいと思いますので、よろしくお願いします。

委員長の報告のとおり異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君）　異議なしと認めます。

それでは、委員長報告のとおり、訂正は認めないことにしました。

○15番（遠藤宗弘君） 議案を撤回するか撤回しないかは、議会で決められる権限はないですから、当局が撤回するという腹を固めたのかどうか。撤回請求があったとすれば、それを認めるかどうか、議会で決めるということになるんでしょ。そこら辺、はっきりしてもらわなきゃいかん。

○議長（黒沢敏雄君） それで撤回請求が出されましたので、議会運営委員会を議長室で行いますので、暫時休議しますと、私は発言したんです。委員長の報告のあとに、その話をしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） それでは暫時休議します。（午後1時04分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 再開いたします。（午後1時07分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） ただいま議案の撤回請求が出されましたので、議会運営委員会を議長室で開催いたします。暫時休議いたします。

議案第112号「福島市・川俣町学校給食センター条例の一部を改正する条例」があります。その撤回請求が出されましたので、議会運営委員会を議長室で開催いたします。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 暫時休議いたします。（午後1時08分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 再開いたします。（午後1時22分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 皆様に申し上げます。

本日、当局より議案の撤回請求が出されました。これを受け、先ほど議会運営委員会を開催していただきましたので、その結果について石河議会運営委員長より報告願います。石河議会運営委員長。

○議会運営委員長（石河 清君） 先ほど議会運営委員会を開催をいたしました。当局のほうから議案第112号について撤回請求が出されましたので、議会運営委員会としては追加提案を認めたので、報告します。

○議長（黒沢敏雄君） 議事日程の追加についてお諮りいたします。

議案第112号「福島市・川俣町学校給食センター条例の一部を改正する条例」の議案の撤回請求についての申し出がありました。議案の撤回請求についてを本日の日程に追加したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案の撤回請求を本日の日程に追加することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） お諮りいたします。

追加日程第１，議案第１１２号「福島市・川俣町学校給食センター条例の一部を改正する条例」の撤回請求についてを、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程第１，議案第１１２号「福島市・川俣町学校給食センター条例の一部を改正する条例」の撤回請求について、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 町長から撤回理由の説明を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 議案の撤回について申し上げます。

件名は、議案第１１２号「福島市・川俣町学校給食センター条例の一部を改正する条例」であります。

本日提出いたしました議案第１１２号「福島市・川俣町学校給食センター条例の一部を改正する条例」について、誤りが多く、議案の体をなしていないため、議案の撤回をいたしたく、請求するものであります。

よろしくお願いいたします。

○議長（黒沢敏雄君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております追加日程第１，議案第１１２号「福島市・川俣町学校給食センター条例の一部を改正する条例」の撤回請求についてを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本件は許可することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 議事日程について申し上げます。

議案の撤回請求は許可されましたので、本日の議事の日程のうち、議案第１１２号「福島市・川俣町学校給食センター条例の一部を改正する条例」について、日程の削除をお願いいたします。

以後、日程を一つずつ繰り上げます。よろしくお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第１５，議案第１１３号「平成２６年度川俣町一般会計補正予算（第７号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 議案第１１３号「平成２６年度川俣町一般会計補正予算（第７号）」について説明した。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第１６，議案第１１４号「平成２６年度川俣町介護保険特別

会計補正予算（第４号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

- 保健福祉課長（丹野雅直君） 議案第１１４号「平成２６年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第４号）」について説明した。

◇

◇

◇

- 議長（黒沢敏雄君） 日程第１７，議案第１１５号「平成２６年度川俣町奨学資金特別会計補正予算（第１号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。教育次長。

- 教育次長（佐藤修一君） 議案第１１５号「平成２６年度川俣町奨学資金特別会計補正予算（第１号）」について説明した。

◇

◇

◇

- 議長（黒沢敏雄君） 申し上げます。

ただいまから議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は議長室にお集まりください。

◇

◇

◇

- 議長（黒沢敏雄君） 暫時休議いたします。（午後１時５４分）

◇

◇

◇

- 議長（黒沢敏雄君） 再開いたします。（午後２時０９分）

◇

◇

◇

- 議長（黒沢敏雄君） 皆様に申し上げます。

先ほどより議案が町のほうから出されましたので、議会運営委員会を開催していただきましたので、その結果について石河議会運営委員長よりご報告いただきます。石河議会運営委員長。

- 議会運営委員長（石河 清君） ただいま議会運営委員会を開催をいたしまして、先ほど撤回されました学校給食センターの条例の一部改正についてであります。議案第１１６号として本日の追加日程に加えることに認めましたので、報告いたします。

◇

◇

◇

- 議長（黒沢敏雄君） ここで議事日程の追加についてお諮りいたします。

議案１件を本日の日程に追加し、議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

- 議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案１件を本日の日程に追加することに決定いたしました。

◇

◇

◇

- 議長（黒沢敏雄君） 追加日程第２，議案第１１６号「福島市・川俣町学校給食センター条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

議案と資料の配付をいたします。（資料配付）

配付漏れはございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 当局の説明を求めます。教育次長。

○教育次長（佐藤修一君） 議案第１１６号、福島市・川俣町学校給食センター条例の一部を改正する条例

福島市・川俣町学校給食センター条例（平成１９年川俣町条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第３条中「第２５２条の２」を「第２５２条の２の２」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の福島市・川俣町学校給食センター条例の規定は、平成２６年１１月１日より適用する。

平成２６年１２月４日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

地方自治法の一部を改正する法律（平成２６年法律第４２号）附則第１条第１号に掲げる規定が平成２６年１１月１日に施行されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

ご説明いたします。

地方公共団体の定める協議会の設置については地方自治法により規定されておりますが、この地方自治法の一部が改正され、条番号が変わりましたので、それに合わせて条番号を改正するものでございます。

公布の日から施行し、平成２６年１１月１日に遡及して適用するものでございます。

以上、説明といたします。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◇

◇

◇

◎散会の宣告

○議長（黒沢敏雄君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これから各常任委員会を開催していただき、付託された請願・陳情等の審査をお願いいたします。なお、各常任委員会の運営については、各常任委員長さんをお願いいたします。

あす５日、金曜日は、議案調査のため、休会といたします。６日は土曜日、７日は日曜日のため、休会といたします。８日、月曜日は、午前１０時から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。ご苦労さまでした。

(午後２時１４分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 黒 沢 敏 雄

同 署名議員 新 関 善 三

同 署名議員 菅 野 正 彦